

さいたま市の学校評価システム

学校評価について

学校教育法施行規則

第66条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

学校評価は、学校教育法施行規則等に基づいて行われます。本市では、さいたま市小・中学校管理規則第26条の3に基づき、学校関係者評価につきましても、実施及び結果の公表を義務化しています。

さいたま市立小中学校管理規則

第26条の3 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を保護者等に公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた児童生徒の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を保護者等に公表するものとする。

3 校長は、前2項の規定による評価の結果を、委員会に報告しなければならない。

※幼稚園・中・高等・特別支援学校はこれに準じる。

学校評価の進め方

「学校評価」とは何ですか？

学校評価とは、教職員や児童生徒、保護者、地域住民が教育活動等について意見交換を行うことにより、相互理解を深め、学校の教育活動等の改善充実を図る仕組みです。
学校評価は、保護者、地域の方々によるアンケート等を参考に学校自らが行う「自己評価」と、学校関係者評価委員（保護者、地域の代表者等）が行う「学校関係者評価」により進められます。



「学校評価」により期待されることは何ですか？

開かれた学校づくり

学校評価を通して、保護者や地域の方々から教育活動等に対する理解と参画を得て、開かれた学校づくりを進めることができます。

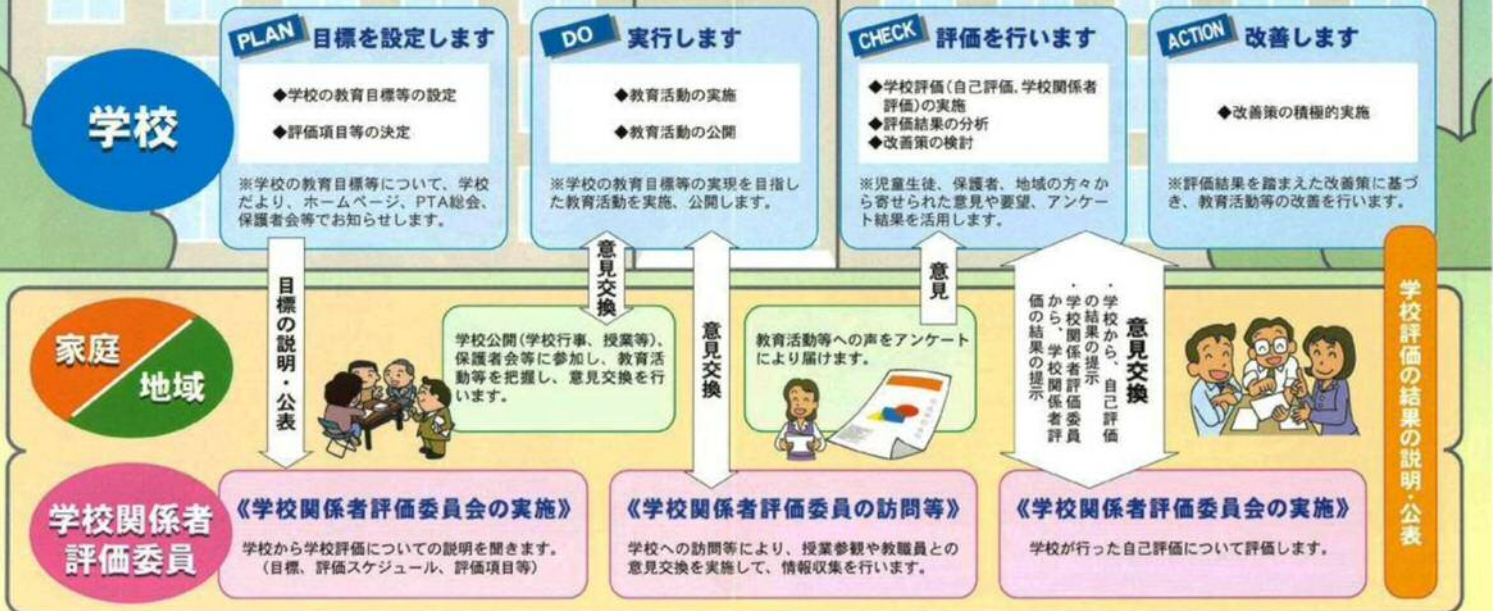
教育活動等の改善

学校評価を通して、各学校が教育活動等についての目標を設定し、その達成に向けた取組を評価することにより、教育活動等の組織的・継続的な改善が図られます。

教育の質の向上

学校評価の結果に応じて、さいたま市教育委員会が学校に対する支援等を行うことにより、教育の質の向上が図られます。

「学校評価」はどのように進められるのですか？



さいたま市教育委員会 学校教育部 指導1課
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話: 048-829-1660・1661 FAX: 048-829-1989
E-Mail: kyoiku-shido1@city.saitama.lg.jp